

選定療養費制度について

同じ症状による通算の入院が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料の 15%が病院に支払われない状態となります。そのため 180 日を超えた日以降の入院については「選定療養制度」の対象となり、以下のようなご負担が必要となります。

入院基本料の 15%について「特定療養費」として患者様のご負担となります。

一般病棟入院基本料（15 対 1 入院基本料）⇒1 日につき 1,650 円

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養制度の対象とはなりませんので、特定療養費 1650 円/日の徴収は致しません。

厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
重症者病室に入院されている方
重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク B 以上）
脊髄損傷等の重度障害者
人工呼吸器を使用されている方
人工透析を週 2 回以上実施されている方（日常生活自立度ランク B 以上）

この他にも選定療養制度から除外される場合がありますので、詳しくは当院受付までお尋ねください。

令和 8 年 6 月 1 日現在